

協議事項（3）非稼働病棟を有する医療機関への対応について

1 背景

病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応については、地域医療構想の進め方に係る国通知により、今後の運用見通しに関する計画について地域医療構想推進委員会において説明を求めることとなっております。

《参考資料3：参照通知文5》

2 愛知県の対応

愛知県では、病床過剰地域に所在する一定条件に該当する病院について、国通知に基づく対応を求めることとなりましたが、本地域ではこれに該当する病院はありません。

また、一定条件に該当しない医療機関については、各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定するとされました。

《参考資料3：参照通知文6》

3 本地域の取組方針案

該当する診療所については、3年に1度実施される医療法第25条に基づく立ち入り検査の際、管理者から今後の運用見通しについて聞き取りを行い、直近の本委員会で津島保健所が報告することとします。